

| | | |
|----------------|---|---|
| 第 5889 号 |  リーダースクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年 2月 5日 月曜日 |
|----------------|---|---|

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

⇩ 小規模宅地等の特例の見直し

Q : 平成30年の税制改正では、小規模宅地等の特例が見直されるとか。どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

小規模宅地の特例は、次のような見直しがされます。

① 持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の対象者の範囲から次の者を除外する。

イ. 相続開始前3年以内にその者の3親等内の親族又はその者と特別の関係にある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者

ロ. 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

② 貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等(相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者がその貸付事業の用に供しているものを除く)を除外する。

③ 介護医療院に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとしてこの特例を適用する。

この改正は、平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

